

緊迫化する中東情勢に対する県の対応

本県が海峽を含む中東情勢の緊迫化による経営への影響を懸念する声を踏まえ、県内の事業者が安心して企業活動に専念することのできる環境を整えるため、緊急対策を講じる。

1. 特別相談窓口の設置（R8.3.18～）※相談無料

原油価格の高騰等による企業活動全般への懸念に対する①**総合相談窓口**及び②**資金繰りに関する専門的な助言を行う専門相談窓口**を設置する

① 総合相談窓口

- ・ 場 所 （公財）ひょうご産業活性化センター「兵庫県よろず支援拠点」内
- ・ 受付時間 9:00～17:00（祝日を除く月～金曜日）
- ・ 電話番号 078-977-9085

② 資金繰りに関する専門相談窓口

- ・ 受付時間 9:00～17:00（祝日を除く月～金曜日）

機関名	事務所名	電話番号
兵庫県信用保証協会	神戸事務所	078-393-3909
	阪神事務所	06-6411-4133
	姫路事務所	079-289-3611
	但馬支所	0796-22-5171
	淡路支所	0799-22-4493
	西脇支所	0795-22-6775
	加古川支所	079-424-1105
兵庫県	地域経済課	078-362-3321

2. 県内中小企業者への資金繰り支援（R8.4.1～）

〔経営円滑化貸付 既定融資枠1,700億円での対応〕

原油価格高騰の影響を受ける県内中小企業者への資金繰り支援として、『**経営円滑化貸付(原油価格高騰)**』を創設し、セーフティネット保証の指定業種の対象者でない中小企業にも対象を拡充するとともに、通常の「経営円滑化貸付」よりも有利な金利を適用

区分	経営円滑化貸付 【従来型】	経営円滑化貸付（原油価格高騰）
対象者	セーフティネット保証の指定業種に属する中小企業で、以下の要件について市町の認定を受けた者 ① 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること ② 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること ③ 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること	すべての業種に属する中小企業 で、以下の要件を満たす者（市町の認定は不要） ① 同 左 ② 同 左 ③ 最近3か月 または最近1か月 の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること
資金用途	運転（借り換えにも利用可※1）	同 左
利率	1.65%（令和8年4月1日時点）	1.45%
限度額	1億円	同 左
融資期間	10年以内（据置2年以内）	同 左
取扱期間	-	令和8年4月1日から当面の間※2

※1 既存の兵庫県中小企業融資制度または兵庫県信用保証協会の保証付き融資からの借り換えに限る。

※2 セーフティネット保証の市町認定を受けた者は、現時点で申込み可能。

3. 中小企業融資制度の取扱金融機関等への要請

兵庫県中小企業融資制度の取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会に対し、融資相談や新規融資の実行、既往融資にかかる条件変更への**積極的かつ柔軟な対応等を要請**する。

4. 「はばタンPay+」を活用した原油価格高騰への対応

「はばタンPay+」が給油取扱所（ガソリンスタンド）でも利用可能な旨を、**県HP等を活用して広くPR**するとともに、利用可能な給油取扱所の拡大に向けて、**業界団体等を通じて、積極的な働きかけ**を実施する。

はばタンPay+ 第5弾の申込期間等

- ✓ 申 込 期 間 令和8年3月18日（水）～4月12日（日）
- ✓ 利 用 期 間 令和8年4月24日（金）～7月31日（金）
- ✓ **参加店舗募集期間 令和8年3月4日（水）～5月31日（日）**

※ガソリンスタンドによっては、スタンド内で売っている備品等の購入のみに利用可能で、給油時の支払いには利用できない店舗もあります。